

奈良県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
牧之段内科	生駒市谷田町八五〇番四 谷田ビル二階	平成二十六年五月三十一日
サン薬局憩北店	天理市別所町九一	平成二十六年五月三十一日
森本歯科医院	大和高田市北本町五一〇	平成二十六年五月二十八日
錦織病院	橿原市木原町七七一	平成二十六年五月三十一日
まつおかクリニック	北葛城郡王寺町王寺二一九一 五ル・カーラビル三階	平成二十六年五月三十一日